

**ふるさとホームステイ(教育旅行民泊)受入地域団体に求められる  
「新型コロナウイルス感染拡大予防」の取組**

**～参加する子供達・同行者や受入家庭等にとって安全・安心な受入に向けて～  
(第 6 版)**

令和 3 年 8 月 3 日

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構

政府が令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき新型コロナウイルス感染（以下、「感染」）の拡大に伴う「緊急事態宣言」を行ってから、各都道府県で外出自粛等の緊急事態措置等が講じられた。その後、全国的に新規感染者数の減少が見られ、また、重症者数も減少傾向にあることが確認され、加えて病床等の確保も進む等、医療提供体制がひっ迫した状況も改善されてきたことから、5月25日に「緊急事態宣言」が解除された。

この間、「ふるさとホームステイ（教育旅行民泊）受入地域団体（以下、「受入地域団体」）」は「ふるさとホームステイ（以下、「本取組」）」の受入の中止・延期を余儀なくされたが、全国的に感染が収束していた令和2年の秋季の時点で、受入再開を再開した受入地域団体もあった。しかしながら、12月に入ってから全国的な感染の広がりが見られるようになり、再び受入の中止・延期を余儀なくされている。今後については、感染の収束後の受入再開が見込まれる。

各受入地域団体は、本取組の受入によって、度感染拡大が起きる可能性もあることから、本取組の受入による感染拡大予防に備えるために次の4つの取組が必要である。

1つ目が「本取組の受入による感染拡大予防のための取組の整備」である。

まず、本取組の受入中における「感染のリスク評価」を行うと共に、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「隙間がないよう適切なマスクの着用を行うこと」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした「基本的な感染予防策」を作成し、各受入家庭の方への説明とお願いを行うことである。

「感染拡大予防に取組可能な受入家庭の軒数・定員」を決定するために、次の3点の確認が必要である。

1点目は「各受入家庭の確認」である。各受入家庭で「基本的な感染予防策」に取り組めるか、人と人との距離を確保できる「定員」は何人か、あらためて受け入れていただけるかの意思を確認する。

2点目が「受入地域の感染の状況・医療提供体制・監視体制等の確認」である。「都市部以外の地域」では医療提供体制が十分に整っていない場合が多く、感染が拡大すれば医療が機能不全に陥る可能性が高い。本取組の受入中に「感染・感染の疑い」を確認した場合に十分に対応できる体制であるかどうかを確認する。

3点目は「受入地域団体が使用する屋内の施設・会場」のリスク評価の確認である。

以上の確認を通して、「感染拡大予防の取組可能な受入家庭の軒数・定員」または「受入休止」を決定したい。

2つ目が「本取組の受入前からの感染拡大予防のための取組」である。

都市部から人の移動等により「クラスター」が「都市部以外の地域」でも発生し、感染拡大の傾向が見られたことから、本取組の受入前から、「感染予防のための事前協力」の依頼、「感染・感染の疑いを確認した場合」の速やかな報告、「本取組の中止・延期の検討開始」するための取り決め等を行うための取り決め等が求められる。

3つ目が「本取組の受入中に「感染・感染の疑い」を確認した場合の取組」である。

本取組の受入中に「感染・感染の疑い」を確認した場合に、「受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関等との連携した対応や「受入予定の学校・団体（旅行会社）との緊急連絡体制の構築が求められる。

4つ目が「その他に本取組の受入による感染拡大予防のための必要な取組」である。

その他として考えられることは、「受入地域での感染の確認によって受入休止していた場合」や「感染の確認によって依頼・利用を休止していた受入関係者等」の受入再開を検討する方法や「本取組の受入中に災害が発

生した場合」の連携体制である。

本資料は、受入地域団体が自主的に「本取組による感染拡大予防」の取組を検討いただくために、その基本的な取組の要点を整理したものである。

その検討に当たっては、都道府県・市区町村によって感染の状況・医療提供体制・監視体制等や感染拡大予防に係る要請等の取組が異なることから、受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関等から指導・助言を受ける等、各受入地域の実情に応じた感染拡大予防策を取り決めていただくことを推奨する。

本資料の作成に当たっては、農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課によるご協力を賜り、尾内一信氏（医師、一般社団法人日本環境感染学会評議員、川崎医療福祉大学特任教授、川崎医科大学総合医療センター小児科特任部長）に監修いただいた。

この版では、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの依頼に基づきガイドラインの点検を行い、改訂を実施した。

今後も新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等や国内での感染拡大対策の変更、感染の動向、専門家の知見等を参考にして適宜改訂を行う。

## **受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」基本的な取組の要点整理**

受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」基本的な取組の要点を以下の通り整理する。それぞれの概要については次のページ以降に紹介する。

### **I．受入地域団体における具体的な感染予防策**

- 1．留意すべき基本原則

### **II．本取組の受入による感染拡大予防のための取組の整備**

- 1．「本取組の受入中における感染のリスク評価」の実施
- 2．「本取組の受入家庭による基本的な感染予防策」の作成
- 3．受入家庭を対象にした「本取組での基本的な感染予防策」の説明・お願い
- 4．「感染拡大予防に取組可能な受入家庭の軒数・定員」の検討・決定
- 5．「本取組の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」の基本的な対応策の取り決め

### **III．本取組の受入前からの感染拡大予防のための取組**

- 1．受入関係者及び参加者・同行者への「感染予防のための事前協力」の依頼
- 2．「国・都道府県等による感染拡大予防に係る要請の対象期間」での受入休止の決定
- 3．受入予定の学校・団体（旅行会社）との「本取組の中止または延期等の決定方法」の取り決め
- 4．各受入関係者を対象にした「本取組の受入前の健康状態・準備状況」の確認

### **IV．本取組の受入中に「感染・感染の疑い」を確認した場合の取組**

- 1．「本取組の受入による感染拡大予防のための緊急連絡体制」の構築
- 2．「本取組の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」の基本的な対応

### **V．その他に本取組の受入による感染拡大予防のために必要な取組**

- 1．「受入地域での感染確認によって受入休止していた場合」の受入再開を検討する方法
- 2．「感染確認によって受入依頼・利用を休止していた受入関係者等」の受入再開を検討する方法
- 3．「本取組の受入中に災害が発生した場合」の連携体制

## I. 受入地域団体における具体的な感染予防策

### 1. 留意すべき基本原則

#### (1) 留意すべき基本原則

- 「団体職員」、「参加者・同行者」及び「受入先」等の中に「無症状感染者がいる可能性があること」を踏まえて、感染予防策を取ること
- 「参加者・同行者」及び「受入先」に対して「感染予防策」を周知・啓発すること
- 「参加者・同行者」及び「受入先」に対して「感染予防策の実行」への理解と協力を依頼すること
  - ・特に感染リスクが高まる「5つの場面」での感染予防の徹底
- 「隙間がないよう適切なマスクの着用」を行うこと（着用方法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照）
  - ・団体職員、参加者・同行者及び受入先に対する周知
- 「咳エチケット」の徹底
  - ・団体職員、参加者・同行者及び受入先に対する周知
- 「大声を出さないこと」の奨励
  - ・団体職員、参加者・同行者及び受入先に対して「大声を控えていただきたい旨」の掲示・周知
  - ・近隣の者との日常会話程度は可（「隙間がないよう適切なマスクの着用を行うこと」が前提）
- 「こまめな手洗い」の徹底
  - ・団体職員、参加者・同行者及び受入先に対する周知
- 「アルコール等の手指消毒」の設置（団体の事務所及び各受入先の入口や施設内）
- 「消毒」の徹底（団体の事務所及び各受入先の施設内共用部のこまめな消毒）
- 「換気」の実施（「こまめな窓開け換気」または「常時の機械換気」）
  - 【「窓開けによる換気」の場合】
    - ・「2方向の窓・戸」を「全開」にして「風の流れ」をつくること
    - ・「常時換気」または「1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上」を行うこと
    - ・「窓が1つ」の場合は「入口のドア」を開けて「風の流れ」ができる事を確認すること  
※「扇風機や換気扇を併用すること」で換気効果を向上することも可能
    - ・寒冷な場面は室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫をすること
  - 【「空調設備による換気」の場合】
    - ・「法令を遵守した空調設備」で「常時」換気すること  
※必要に応じ、CO<sub>2</sub>測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、「1000ppm以下」を維持することも望ましいこと
- 「保湿」の推奨（乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿すること）
- 「密集」の回避
  - ・休憩時間、待合場所、各受入先等での密集回避
  - ・受入先の受入規模や繁忙期等に応じた「来訪人数」の調整（回避できない場合は「人数制限」の実施）
  - ・「導線」を確保すること
- 「身体的距離」の確保
  - ・「2m（最低1m）」の間隔の確保に努めること
  - ・身体的距離を確保した整列（列にマークをつける等）

## □ 「対面時の接触」の回避

- ・人と人が対面する場所での、身体的距離の確保またはアクリル板・透明ビニールカーテンによる遮蔽
- ・団体職員、参加者・同行者及び受入先等が対面する場合、「三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うことに留意すること
- ・会議を実施する場合、「三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うことに留意すること
- ・電子マネー等非接触決済の導入奨励、支払時のコイントレーの使用

## □ 「団体の事務所及び各受入先の共用部」での対策

### 【休憩スペース】

- ・一度に休憩する人数の制限、対面での食事や会話の自粛
- ・休憩スペースの常時換気
- ・「共用する物品（テーブル、いす等）」の定期的な消毒（消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。）
- ・入退室前後の手洗いまたは手指消毒

### 【トイレ】

- ・手洗いの徹底、共通のタオルは禁止（ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参）

### 【ごみ捨て】

- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること（マスクは隙間ができないよう適切な着用すること）
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗うこと

## □ 「利用者」の制限

- ・受入14日前からの「参加者・同行者」及び「受入先」による毎朝の体温測定・健康チェックの依頼
- ・「感染・感染の疑いがある症状を確認した参加者・同行者」による来訪中止の要請
- ・「感染・感染の疑いがある症状を確認した受入先」による受入中止の要請

### 参考：感染の疑いがある症状の目安（例）

- 「息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合
- 「重症化しやすい方（※）」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合  
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く」場合
  - ・症状が4日以上続く場合は必ず相談すること
  - ・症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐ相談すること
  - ・解熱剤を飲み続けなければならない方も同様

- ・「受入地域」及び「参加者・同行者」の生活圏の都道府県等の感染状況の確認と受入中止・延期の検討
- ・「適切な感染予防策を取っていない受入先」に対する受入中止または受入依頼の取消
- ・「参加者・同行者」による入村時や受入家庭等での検温・健康チェックの実施

## □ 「利用者」の把握

- ・「参加者・同行者」及び「受入先」の連絡先の把握

- ・「接触確認アプリ（COCOA）」や「各地域の通知サービス」の奨励  
※接触確認アプリ（COCOA）を使用の際には必ず「携帯電話の電源とBluetoothをon」にする。  
※携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源をonにした上で、マナーモードにすること」を推奨すること

□ 「飲食」の制限

- ・「飲食等による感染防止」の徹底
- ・「飲食用に感染防止策を行ったエリア以外」での飲食の制限
- ・「過度な飲酒」の自粛

**参考：会食時に注意したいポイント**

**【利用者のみなさんへ】**

□飲酒をするのであれば、

- ①少人数・短時間で
- ②なるべく普段一緒にいる人と
- ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で

□箸やコップは使い回わさず、一人ひとりで

□座の配置は斜め向かいに

- ・正面や真横はなるべく避ける
- ・食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり

□食べる時だけマスクを外し、会話の時は隙間がないよう適切なマスクの着用を行うこと（例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照）

（フェイスシールド・マウスシールド※1はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※2）

※1 フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。

※2 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要

□換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン※3を遵守したお店で

※3 従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

□体調が悪い人は参加しない。

**【お店のみなさんへ】**

□お店はガイドラインの遵守を（例えば、従業員の体調管理や隙間がないよう適切なマスクの着用を行うこと、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も）

□利用者に上記の留意事項の遵守や、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

**【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】**

□基本は隙間がないよう適切なマスクの着用（例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照）や三密回避。室内では換気を良くして

□集まりは、少人数・短時間にして

□大声を出さず会話はできるだけ静かに

□共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を

## (2) 「団体職員」の行動管理（検査・ワクチン）

- 団体職員による毎朝の体温測定・健康チェック（「受入 14 日前から受入中までの期間」は必須）
- 団体職員の「自宅待機」の決定
  - ・「出勤前」に体温や症状の有無を確認し、具合の悪い場合
  - ・「勤務中」に具合が悪くなった場合（直ちに帰宅し、「自宅待機」とすること）
  - ・「新型コロナウイルス感染症陽性とされた者」との濃厚接触がある場合
  - ・「過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者」との濃厚接触がある場合
- 「自宅待機」となった職員への対応
  - ・「発熱や具合が悪くなったことで自宅待機している職員」に対しては健康状態を隨時確認すること（「症状に改善が見られない場合」は、医師や保健所への相談を指示すること）
  - ・「自宅待機」によって、当該職員の負担や経済的な損失につながることのないように、就業規則等の社内規程・運用において配慮すること
- 「団体職員が体調不良となった場合の対応」を予め準備すること
- ワクチン接種については、厚生労働省 HP の「新型コロナワクチンについて」等を参照すること
- ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行うとともに、例えば、産業医等が適切に対応できる職場では、軽症状の従業員を対象とした抗原定性検査等積極的な活用を検討すること（厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」等も参照のこと）

## (3) 通勤

- 公共交通機関を利用する団体職員には「隙間がないよう適切なマスクの着用を行うこと（着用方法は、例えば厚生労働省 HP 「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照）」や「私語をしないこと」等を徹底すること
- 「在宅勤務（テレワーク）」や「時差出勤」等、人との交わりを低減する取組を継続すること

## (4) 勤務

- 団体職員に対する基本的な感染防止策の徹底
- 団体職員、参加者・同行者及び受入先等の中に「無症状感染者がいる可能性があること」を前提にした感染防止の行動（「事務所外の勤務中」も同様）
- 「勤務中に隙間がないよう適切なマスクの着用を行うこと」の装着（特に近距離の会話・打ち合わせ等）  
(着用方法について、例えば厚生労働省 HP 「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照)
- 「咳エチケット」の徹底（団体職員、参加者・同行者及び受入先に対する周知）
- 「大声を出さないこと」の奨励（団体職員、参加者・同行者及び受入先に対する周知）
  - ・「大声を控えていただきたい旨」の掲示・周知
  - ・近隣の者との日常会話程度は可（「隙間がないよう適切なマスクの着用」を行うことが前提）  
(着用方法について、例えば厚生労働省 HP 「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照)
- 「手指の消毒設備」の設置（事務所及び各受入先の入口や施設内）
- こまめな「手洗い」または「手指消毒」の実施（事務所・受入先の施設等に入る前、休憩後等）
- 「消毒」の徹底（団体の事務所及び各受入先の施設内共用部のこまめな消毒）

- 「換気」の実施（「こまめな窓開け換気」または「常時の機械換気」）
- 「密集」の回避（休憩時間・待合場所・各受入先等での密集回避、来訪人数の調整（人数制限の実施）
- 「身体的距離」の確保（「2 m（最低1 m）」の間隔の確保に努めること）
- 集まりは「少人数・短時間」にすること（モバイル端末等での伝達等）
- 「他人と共用する物品」や「手が頻回に触れる機会」を減らす工夫をすること
- 共用部のトイレにおける手洗の徹底やタオルの共用禁止
- ユニフォームや衣服のこまめな「洗濯」

#### 参考：新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- 「三つの密」の回避や「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を図りつつ、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知
- 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるよう強く促す
- 業種ごとに作成される感染拡大予防ガイドライン等の実践
- 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ
- 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知
- 家族以外の多人数での会食を避けること等

出典：「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））」  
新型コロナウイルス感染症対策本部

## II. 本取組の受入による感染拡大予防のための取組の整備

### 1. 「本取組の受入中における感染のリスク評価」の実施

受入地域団体は、本取組の受入中の「参加者・同行者」や「受入関係者（本取組の受入を依頼する受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」等による動線や接触等、屋内施設・会場での動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

#### (1) 「接触感染」のリスク評価

受入地域団体は、本取組の受入中の接触感染のリスクを評価するために、「参加者・同行者」や「受入関係者（本取組の受入を依頼する受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」等による動線や接触等を想定することで、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。

##### 【特に注意が必要な高頻度接触部位】

共同で使用する家具類、フロントデスク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等

##### 【その他、想定される接触部位（例）】

移動で使用する自動車、体験等で使用する調理器・食器・農機具・貸出物、洗面所、便器、風呂等

#### (2) 「飛沫感染」のリスク評価

受入地域団体は、本取組の受入中に「マスクを外す場面はいつか」、「人と人との距離がどの程度保てるか」、「施設内で大声等を出す場がどこにあるか」、屋内では「換気（「こまめな窓開け換気」または「常時の機械換気」）」を実施できる環境にあるか」等を想定することで、飛沫感染のリスクを特定する。

#### (3) 「マイクロ飛沫感染」のリスク評価

閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、「小さな飛沫（マイクロ飛沫や飛沫核）」は少なくとも 20 分以上、空气中を漂い、屋内にいる人が吸引することで感染する危険性がある。

その対策としては、「三つの密」の回避や空気の入れ替えるための「換気」等である。

受入地域団体は、本取組の受入中に「「三つの密」が発生しやすい屋内の場面」、「換気（「こまめな窓開け換気」または「常時の機械換気」）」を実施できる環境にあるか」等を想定することで、マイクロ飛沫感染のリスクを特定する。

#### (4) 「受入地域で利用が見込まれる施設・会場・サービス等」のリスク評価

受入地域団体は、受入家庭以外に受入地域での利用が見込まれる施設・会場・サービス等が、各業界のガイドライン等に基づく感染予防策が講じられているかどうか、自らが使用する場合は自身で感染予防策を講じられるかを確認する。

##### 参考：受入地域で利用が見込まれる施設・会場・サービス等（例）

- 参加者・同行者が到着・解散する会場（例：体育館、公民館、集会場等）
- 同行者が滞在中に利用が見込まれる施設・会場・サービス等（例：食事、共同入浴、体験、見学等）
- 受入家庭が受入中に利用が見込まれる施設・会場・サービス等（例：共同浴場、体験、見学等）

## (5) 特に感染リスクが高まる「5つの場面」のリスク評価

これまでのクラスター分析で得られた知見から、特に「5つの場面」で感染リスクが高まることが分かっている。受入地域団体は、本取組の受入前の段階から、受入中のどの場面が特にリスクを高めるのか評価する。

### 参考：特に感染リスクが高まる「5つの場面」

#### 場面1：飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



#### 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



#### 場面3：マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



#### 場面4：狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



#### 場面5：居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



出典：感染リスクが高まる「5つの場面」特設サイト 内閣官房

## 2. 「本取組の受入家庭による基本的な感染予防策」の作成

受入地域団体は、第1章のリスク評価を踏まえて、自主的に「本取組の受入家庭による基本的な感染予防策」を作成する。その作成に当たっては、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）（令和2年5月14日）」等を参考にしながら、図表や画像等を活用すること等、受入家庭にとって分かりやすく見やすい表現を心がける。

※別紙1は作成例である。

### 参考：宿泊施設における留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

#### 1. 留意すべき基本原則

- 従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触ができるだけ避け、対人距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保する
- 感染防止のための宿泊客の整理（チェックイン・アウト時に密にならないように対応）
- ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止
- 入口及び施設内の手指の消毒設備の構築
- マスクの着用（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知）
- 施設及び客室の換気
- 施設内の定期的な消毒
- 宿泊客への定期的な手洗い・消毒の要請
- 従業員の毎日の体温測定、健康チェック

#### 2. 各エリア・場面の共通事項

- 他人と共に用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする
- 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- 手や口が触れるようなもの（カップ、箸など）は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る
- 人と人が対面する場所は、距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する
- 手洗いや手指消毒の徹底を図る
- 宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置
- 宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る
- 自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行する

出典：「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）（令和2年5月14日）」

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 日本旅館協会 全日本シティホテル連盟

### 3. 受入家庭を対象にした「本取組での基本的な感染予防策」の説明・お願い

受入地域団体は、「本取組の受入家庭による基本的な感染予防策」を説明し、その実践をお願いする。

※以下の資料・画像のデータは以下のサイトから取り出すことができる。

**感染症対策へのご協力をお願いします**

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

**①手洗い**

正しい手の洗い方

手洗いの前に  
・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう

流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

1 手の甲をのばすようにこすります。  
2 指の間を洗います。  
3 指先・爪の間を念入りにこすります。  
4 親指と手のひらをねじり洗います。  
5 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

**②咳エチケット**

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

マスクがいる時  
とつこの時

マスクを着用する（口・鼻を覆う）  
ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う  
袖で口・鼻を覆う

何もせずに咳やくしゃみをする

**正しいマスクの着用**

1 鼻と口の両方向を確實に覆う  
2 ゴムひもを耳にかける  
3 間隔がないよう鼻まで覆う

咳やくしゃみを手でおさえる

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan  
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 詳しい情報はこちら 厚労省 検索

QRコード



外出控え



咳エチケット



換気



手洗い



密集回避



密接回避



密閉回避

出典：「新型コロナウイルス感染症について「Q&A、自治体・医療機関・福祉施設向け情報」」厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishietsu.html#h2\\_4](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishietsu.html#h2_4)

# 熱中症予防 × コロナ感染防止で 「新しい生活様式」を健康に！

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保  
②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密(密集、密接、密閉)」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

## 注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。



## 熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウイルス  
感染対策は  
忘れずに！



出典：「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントをまとめました 厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

#### **4. 「感染拡大予防に取組可能な受入家庭の軒数・定員」の検討・決定**

受入地域団体は、受入地域で「感染拡大予防に取組可能な受入家庭の軒数・定員」を決めるために、各受入家庭に確認する。「本取組の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」に対応できる体制がない場合は、その改善が見込めるまでの間、「本取組の受入休止」を決定する。

##### **(1) 各受入家庭を対象にした「基本的な感染予防策への対応」や「受け入れる意思」の確認**

受入地域団体は、各受入家庭に対して事前に「基本的な感染予防策に応じた対応」や「受け入れる意思」を確認することで、「感染拡大予防に応じた取組可能な軒数・定員等」を把握する。

特に、感染すると「重症化しやすい方（同居者も含む）」は医師に相談する等、より慎重に本取組の受入を検討いただく必要がある。

##### **参考：各受入家庭を対象にした事前の確認事項（例）**

- 各受入家庭で「基本的な感染予防策」に取り組めるかどうか
- 各受入家庭で「人ととの距離」を確保できる定員は何人か
- 各受入家庭で「あらためて受け入れていただけるか」どうか

##### **参考：感染すると重症化しやすい方**

- 高齢者
- 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

参考：「新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者の皆さまへ）」（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/yobou/index\\_00013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index_00013.html)

##### **(2) 「本取組の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」を想定した対応体制の確認**

受入地域団体は、受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関等に、受入地域の感染の状況・医療提供体制・監視体制等を伺いつつ、本取組の受入中に「感染・感染の疑いを確認した場合」に十分に対応できる体制であるかどうかを確認する。

##### **(3) 「受入地域団体が使用する屋内の施設・会場」の確認** ※別紙2参照

受入地域団体は、「屋内施設・会場を使用する場合」は「自分で感染予防策」を講じる必要があるので、屋内施設・会場の状況や各管理者による感染予防策を確認し、利用できるかどうかリスク評価を行う。

##### **参考：屋内の施設・会場のリスク評価のための確認事項（例）**

- 屋内施設・会場の「人ととの距離を確保できる席位置等を想定した定員」
- 屋内施設・会場の「換気の状況」（窓や扉の位置・個数・開閉具合、換気設備の有効性等）
- 屋内施設・会場の「手洗い・手指消毒の個所」（利用可能人数、石鹼または消毒液の配置状況等）
- 予約状況、過去の実績を踏まえた利用見込みの予測（混雑が想定される時期・時間等）
- その他、管理者による感染予防策の取組状況等

##### **(4) 「感染拡大予防に取組可能な受入家庭の軒数・定員」または「受入休止」の決定**

受入地域団体は、上記の（1）、（2）、（3）の結果を踏まえて、「感染拡大予防に取組可能な受入家庭の軒数・定員」または「受入休止」を決定する。

## 5. 「本取組の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」の基本的な対応策の取り決め

受入地域団体は「受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関等」の指導・助言を受けて、または「都道府県による対応策（都道府県のウェブサイト等）」を確認して取り決めた対応策（以下、「受入地域の感染対応策」）を取り決める。

### (1) 自主的な「受入地域による感染対応策」の作成

受入地域団体は、「受入地域の感染対応策」を自主的に作成する。

参考：「本取組の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」の基本的な対応策の検討事項（例）

#### □本取組の受入中に「感染の疑いがある症状がある方を確認した場合」の対応方法

- 受入家庭等による「感染の疑いがある症状がある方」への基本的な対応方法
- 「特に重篤な症状である場合」の対応方法（相談先の確認、医療機関への搬送方法等）
- 受入家庭等から「受診・検査先」までの搬送方法
- 「感染の疑いが解消された方」に対するその後の対応方法等

#### □本取組の受入中に「感染・感染の疑いを確認した場合の緊急連絡体制図」の作成

※通常の連絡先と異なるため

#### □本取組の受入中に「感染した方を確認した場合」の対応方法

- 受入家庭等による「感染した方」への基本的な対応方法
- 受入地域及びその周辺の「入院・宿泊療養先」の見込み
  - ※受入家庭では「感染者の療養」を行わないようにすること
  - ※できれば「入院・宿泊療養先」としている医療機関・宿泊施設等を確認すること
- 受入家庭等から「入院・宿泊療養先」までの搬送方法
  - ※「受入家庭の自家用車以外の活用」を検討すること（例：救急車、タクシー等）
  - ※事前に消防署や各事業者に対応いただけるかどうか確認すること

### (2) 受入予定の学校・団体（旅行会社）との対応策の協議・決定

受入地域団体は、「受入地域による感染対応策」等を参考にしながら、受入予定の学校・団体（旅行会社）との「本取組の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合の対応策」を協議・決定する。

その際、受入地域団体は、「参加者・同行者の対応を行った場合の諸費用の負担」と「参加者・同行者における入院・宿泊療養の開始後の対応等」については学校・団体（旅行会社）に要請することを確認する。

参考：参加者・同行者の中で「感染・感染の疑いがあった場合」に想定される諸費用（例）

「受診・検査先や入院・宿泊療養先までの搬送」、「受診・検査・退院等の医療費」、「退院後の交通費」等

参考：受入中に「感染の疑いがある症状がある方」を確認した場合の基本的な対応（例）

### 1. 「感染の疑いがある症状がある方」を確認した場合、速やかに「受入地域団体」に報告すること

※同行する学校・団体（旅行会社）の担当者と状況を共有して、その後の対応を相談するため

参考：感染の疑いがある症状の目安

「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合

「重症化しやすい方（※）」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く」場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐ相談すること。解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）

### 2. 「感染の疑いがある症状がある方」の「受診」が必要かどうか「相談」すること

「いきなり医療機関への受診」に行かずに、「受診」が必要かどうかの相談すること

【相談先】各都道府県の帰国者・接触者相談センター、かかりつけ医等

地域によっては医師会や診療所等でも「相談」を受け付けている場合もある（要確認）。

各都道府県の感染予防に係るウェブサイトで確認できる。

※「重篤な症状である方」の対応策：事前に保健所・消防署や医療機関等に確認することを推奨する。

### 3. 「受診が必要かどうかの相談をした後」の対応

「受診は不要」の場合：「感染の疑い」を解消→受入家庭等での療養、医療機関での受診等

「受診が必要」の場合：指定された「医療機関」で受診し、「検査」が必要か判断してもらうこと

### 4. 「検査が必要かどうかの判断をした後」の対応

「検査は不要」の場合：「感染の疑い」を解消→受入家庭等での療養、医療機関での受診等

「検査が必要」の場合：「検査」で「感染の有無」を判断してもらうこと

### 5. 「検査結果の判定後」の対応

「検査で陰性」の場合：「感染の疑い」を解消→受入家庭等での療養、医療機関での受診等

「検査で陽性」の場合：感染者として「入院・宿泊療養」を開始する。

※消毒や濃厚接触者調査（※感染者の氏名及び緊急連絡先の名簿の作成）の指示を受けること

参考：「新型コロナウイルス感染症について「国民の皆さんへ（予防・相談）」」厚生労働省

参考：本取組の受入中に「感染した方を確認した場合」の基本的な対応方法（例）

### 1. 速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行うこと

※適切な防護対策（マスクや手袋（ビニール・ゴム製）の着用等）、換気を講じた上で対応すること

※マスクは隙間がないよう適切な着用を行うこと（着用方法について、例えば厚生労働省 HP「国民の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照）

### 2. 所管する保健所と医師の判断に従って、発症者と濃厚接触者に対応すること

### 3. 所管する保健所や医師等の意見を参考にして、学校・団体（旅行会社）と事後の行程等を検討すること

※消毒や濃厚接触者調査（※感染者の氏名及び緊急連絡先の名簿の作成）の指示を受けること

### III. 本取組の受入前からの感染拡大予防のための取組

#### 1. 受入先及び参加者・同行者への「感染拡大予防のための事前協力」の依頼

##### (1) 感染予防のための「新しい生活様式」に基づく日常生活の実践のお願い

受入地域団体は、「受入先」及び「参加者・同行者」に対して、本取組の受入によって感染拡大を起こさないようにするために、受入前の段階から「新しい生活様式」に基づく日常生活の実践をお願いする。

#### 「新しい生活様式」の実践例

##### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

###### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人ととの間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

###### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

##### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



##### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

###### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

###### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

###### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 歩行や自転車利用も併用する

###### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

###### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

##### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 各種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を公表しました」厚生労働省

## (2) 特に感染リスクが高まる「5つの場面」での感染予防策の実行のお願い

受入地域団体は、「受入先」及び「参加者・同行者」に対して、本取組の受入によって感染拡大を起こさないようにするために、受入前の段階から「5つの場面」での感染予防策の実行をお願いする。

※「5つの場面」については10~11ページを参照。

## (3) 毎朝の体温測定・健康チェックのお願い

受入地域団体は、本取組の受入を依頼した「受入先」及び「参加者・同行者」に対して、受入14日前から「毎朝の体温測定、健康チェック」をお願いする。

本取組の受入開始日の実施結果を把握するために、受入先には「受入地域団体への報告」をお願いする。参加者・同行者には「受入予定の学校・団体（旅行会社）への報告」をお願いする。

### 参考：感染の疑いがある症状の目安

#### □「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合

#### □「重症化しやすい方（※）」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

#### □上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く」場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐ相談すること。解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）

## (4) 「感染・感染の疑いが確認された場合」の速やかな報告

受入地域団体は、「受入先」に対して、本人またはその濃厚接触者が「感染・感染の疑い」を確認した場合、速やかに報告していただくようにお願いする。

同様に、「参加者・同行者」の本人またはその濃厚接触者が「感染・感染の疑い」を確認した場合、速やかに「受入予定の学校・団体（旅行会社）」に報告していただくように依頼する。

受入地域団体と受入予定の学校・団体（旅行会社）は各々報告を受けた場合、速やかに情報を共有する。

### 参考：「受入関係者及び参加者・同行者」による「感染・感染の疑い」を報告する基準（例）

#### □「本人及びその濃厚接触者（同居家族や身近な知人等）」の中で「感染」を確認した場合

#### □「本人及びその濃厚接触者（同居家族や身近な知人等）」の中で「感染の疑い」を確認したが、該当する本人の「感染の疑い」を解消できていない場合

### 【「感染の疑い」を解消できていない状況（例）】

#### □帰国者・接触者相談センター等への相談が行われていない場合

#### □相談で「受診が必要」と判断されたが、「受診」が行われていない場合

#### □相談後の受診で「検査が必要」と判断されたが、「検査結果」が出ていない場合

#### □「検査結果で陰性」と判断されたが、「感染者が住む住居」で消毒等の感染予防を講じずに生活している場合

#### □「過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・地域等」へ渡航していた場合、またはそれらの国・地域等の在住者との濃厚接触がある場合等

## (5) 「感染した方・感染の疑いを解消できていない方」による受入または参加の中止の要請等

受入地域団体は、「受入先」に対して、感染予防と健康上の配慮の観点からリスクがあると判断した場合は「受入中止の要請」や「受入依頼の取消」を行うことを事前に説明する。

また、参加者・同行者に対しては、「受入予定の学校・団体（旅行会社）」を通じて同様に対応いただけることををお願いする。

### 参考：受入関係者に「本取組の受入中止」を要請する基準（例）

- 「感染すると重症化しやすい方」の中で、「医師等から受入を中止するように指導・助言を受けた方」
- 「感染すると重症化しやすい同居者」がいることから「医師等から受入を中止するように指導・助言を受けた方」
- 本取組の受入開始日の朝に「感染の疑いがある症状がある方」
- 本取組の受入開始日までに「感染による入院・宿泊療養から退院したが、健康面が回復していない方」
- 本取組の受入開始日までに「感染の疑いを解消できない方」等

## (6) 「宿泊者（参加者・同行者）の連絡先」の把握・管理（できる限り1か月以上は保存）

受入地域団体は、本取組の受入後に感染者が発生した場合に備え、「手配した宿泊者（参加者・同行者）の連絡先の把握・管理（できる限り1か月以上は保存）」を行うことが求められる。

そこで、受入地域団体は、「受入予定の学校・団体（旅行会社）」に対して、その承諾を得るとともに、教育旅行の受入後に感染者が発生した場合には速やかに報告できるように調整する。

## (7) 「本取組の受入中の感染予防のために必要となる物品」の用意

受入地域団体は、「受入先」に対して、本取組の受入中の感染予防のために必要となる物品の用意をお願いする。

また、「参加者・同行者」に関しては、「受入予定の学校・団体（旅行会社）」を通じて本取組の受入中の感染予防のために必要となる持ち物の用意をお願いする。

## (8) 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の利用の推奨

受入地域団体は、「団体職員」及び「受入先」の中で日頃からスマートフォンを使用している方には、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けられる「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールしていただくことを推奨する。

「参加者・同行者」に対しては、「受入予定の学校・団体（旅行会社）」を通じて同様に推奨いただけすることをお願いする。

COCOAを使用の際には必ず「携帯電話の電源とBluetoothをon」にする。

また、携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源をonにした上で、マナーモード」にする。

## 参考：教育旅行民泊の受入中に受入家庭において必要となる物品（例）

- マスク：受入家庭の家族の受入日数分+予備分
  - 手洗い用の石鹼：配置する個数分
  - 手指消毒用のアルコール消毒液（70%以上のエタノール（※1））：配置する個数分
- (※1) 60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。
- 手洗い後に拭き取るペーパータオル（または個人用のタオル）
  - 使用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋
  - ゴミ箱：手洗い場、寝室等には必ず配置
  - モノを拭き取る消毒液（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」等で推奨される消毒・除菌方法による（※2））

参考：特設ページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

### (※2) モノに付着した新型コロナウイルスを消毒・除菌する方法

1. 热水（食器や箸等は「80℃の热水に10分間さらす」と消毒できる（※火傷に注意））
2. 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
3. 洗剤（界面活性剤）（※「有効な製品リスト」の公開（「NITE 洗剤リスト」でネット検索））
4. 次亜塩素酸水（※令和2年7月に追加）
5. アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）
6. 亜塩素酸水（※令和3年3月に追加）

※2～6は「清拭消毒（モノを拭き取ることで消毒する方法）」で使用できる。

- 清拭消毒等の際に使用する使い捨て手袋（ビニール製・ゴム製）
- 家庭用洗剤（洗濯・食器洗い・トイレ・洗面所等のすすぎに使用）
- 体温計（受入家庭の家族用（※「非接触型の体温計」は参加者・同行者に使用することも可能）
- 参加者向け感染予防策の掲示物（※掲示するものがある場合）
- 「受入予定の学校・団体（旅行会社）との協議等で決定した物品等

## 参考：感染予防のために参加者（子ども達）が用意する持ち物（例）

- マスク：滞在日数分（1日1枚）+予備分
- ハンカチ：1日1枚（手洗い用・個人で使用）
- ティッシュ
- タオル（手洗い、調理、入浴等での使用）
- 外したマスクを置けるもの（例：清潔なビニール袋やハンカチ等）
- 体温計（個人用）
- 利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋
- 着替え（外出用、屋内用）
- ブラシ
- 歯磨きセット
- 受入予定の学校・団体（旅行会社）との協議等で決定した持ち物等

参考：スマートフォンへの「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のインストール方法

このアプリは「App Store」または「Google Play」からインストールすることができる。



#### 【ダウンロードする方法】

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



※「接触確認アプリ」で検索するとインストールできるウェブページを見つけることができる。

※本アプリを紹介したチラシは以下のサイトからダウンロードできる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642043.pdf>

## 2. 「国・都道府県等による感染拡大予防に係る自粛要請等の対象期間」での受入休止の決定

受入地域団体は、「国・都道府県等による感染拡大予防に係る自粛要請等」に該当する場合は、その対象となる期間中の受入休止を決定する。

また、その旨を「受入予定の学校・団体（旅行会社）」に速やかに報告し、その中止または延期を協議する。

参考：受入の取組が「国・都道府県等による感染拡大予防に係る自粛要請等」に該当する場合（例）

- 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」の期間中に、「受入地域」または「参加者・同行者の生活圏」が「緊急事態措置を実施すべき区域」等に該当する場合
- 受入地域または参加者・同行者の生活圏を所管する都道府県等が「移動自粛」を要請している場合  
※但し、「移動自粛の対象外である地域間での移動の取組」は除く
- 国、受入地域または参加者・同行者の生活圏を所管する都道府県等が「本取組の取組を自粛要請の対象」としている場合
- 国による「新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな対策の強化）」の一環で、「出入国管理及び難民認定法に基づき上陸拒否を行う対象地域」からの入国を伴う取組の場合  
※但し、上記の「上陸拒否を行う対象地域からの入国を伴わない取組」、「国内移動のみの取組」は除く
- 「参加者・同行者の生活圏」と「受入地域」間の往来経路が「緊急事態措置を実施すべき地域」を通過する場合、あるいは、「参加者・同行者の生活圏」・「受入地域」の一方あるいは双方が「緊急事態措置を実施すべき地域」を通過する移動に関しても「移動自粛」を求めている場合

### **3. 受入予定の学校・団体(旅行会社)との「本取組の中止または延期等の決定方法」の取り決め**

受入地域団体は、「本取組の受入によって感染拡大が危惧される状況等」を確認した場合には、速やかに「受入予定の学校・団体(旅行会社)」と「本取組の中止または延期等」を決定できるように、その方法を取り決める。

#### **(1) 自主的な「本取組の中止または延期等の検討を開始する基準」の作成**

受入地域団体は、「本取組の中止または延期等の検討を開始する基準（以下、「検討開始基準」）」を作成する。その作成に当たり、受入地域を所管する保健所等から助言を受けることを推奨する。

#### **(2) 受入予定の学校・団体(旅行会社)との「本取組の中止または延期の決定方法」の確定**

受入地域団体は、(1)の「検討開始基準」等を参考にしながら、「受入予定の学校・団体(旅行会社)」と「本取組の中止または延期等を決定する方法」を取り決める。

それらの決定後の役割や費用負担等についても確認する。

### **4. 受入先等を対象にした「本取組の受入前の健康状態・準備状況」の確認**

受入地域団体は、本取組の受入前に「受入先」に対して「健康状態と感染予防策の準備状況」を確認する。

#### **(1) 受入先を対象にした「受入前の健康状態」の確認**

受入地域団体は、本取組の受入前に、各受入先に対して「健康状態」を確認する。感染予防と健康面の観点からリスクがあると判断した受入先には、その時点で受入依頼を取り消す。

#### **(2) 受入先を対象にした「受入前の感染予防策に基づく準備状況」の確認**

受入地域団体は、本取組の受入前に、各受入先に対して「感染予防策に基づく準備状況」を確認する。

その準備が済んでいない受入先には期限を指定してその準備を促す。

指定した期限までに準備が済まなかった「本取組の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等」に対してはその時点で受入依頼を取り消す。

なお、受入地域団体は、準備が済んでいない受入先のために、その準備を協力する方法を検討することを推奨する（例：アルコール消毒液等が手に入りづらい場合、共同購入等を行う等）。

#### **(3) 団体職員を対象にした「受入前の健康状態」の確認**

受入地域団体は、本取組の受入前に、感染予防と健康面の観点からリスクがあると判断した「団体職員」はその時点での受入業務の担当を外れることにする。

受入地域団体は、「団体職員が体調不良となった場合の対応」を予め準備することを推奨する。

## 受入予定の学校・団体(旅行会社)と本取組の中止または延期等の検討を開始する基準(例)

### 1. 受入地域または参加者・同行者の生活圏で「継続的に新規感染者」が確認されている場合

※特に「新規感染者数が増加傾向にある場合」、「感染経路不明者の割合が多い場合」は要検討

### 2. 受入地域を所管する保健所等から「本取組の実施の中止または延期」の要請等を受けた場合

### 3. 受入関係者及び参加者・同行者の中で「感染・感染の疑い」を確認した場合

以下の事項に該当する場合、「その検討」または「その該当者を除いた方による受入・参加の検討」を開始する。

□受入先及び参加者・同行者の中で「感染者」を確認した場合

※但し、「感染を確認したが、既に入院・宿泊療養を受けて退院している方」は除く

□受入先及び参加者・同行者の中で「感染の疑いを確認した者」が「感染の疑い」を解消できていない場合

#### 「感染の疑い」がある状況・症状（例）

□「感染者の濃厚接触者」に該当する場合

（例：感染者と同居・同室者または数分間の接触（2m以内）があった者）

□「集団感染が確認された行事・場所」に参加・滞在していた場合

□本人及び同居者が「感染の疑いがある症状」を発症している場合等

### 4. 参加者・同行者が「感染する可能性がある滞在先・利用先の予定」を判明した場合

以下の事項に該当することが判明した際は、受入予定の学校・団体(旅行会社)に「感染予防に配慮した滞在先・利用先」への変更をお願いし、それでも変更いただけない場合は検討を開始する。

□「継続的に新規感染者が確認されている地域」で滞在する場合

□「感染が確認された施設・交通機関等、感染予防が不十分と見られる施設・交通機関等」を利用する場合

### 5. 受入地域での「本取組の受入による感染拡大予防の取組」が不十分な状況の場合

□受入先による「本取組の受入による感染拡大予防の取組」が不十分な場合

□「本取組の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合に対応する体制」が不十分な場合

□「受入予定の学校・団体（旅行会社）による感染拡大予防に係る要望等」に十分に対応できない場合

□「受入地域を所管する保健所・市区町村等による感染拡大予防に係る要望等」に十分に対応できない場合

### 6. 「参加者・同行者を対象にした感染予防のための事前協力依頼」に応じていただけない場合

「事前協力依頼に応じていただけない場合」はその検討を開始する。

### 7. 受入中に感染状況の変化により継続困難となる可能性が大きくなった場合

本取組の受入中に、「感染状況の変化により、その後の本取組の安全な受入を継続することが困難となる可能性が大きいことがわかった場合」は、速やかに受入予定の学校・団体（旅行会社）と「本取組の中止」を決定し、その後の対応について協議する。

## IV. 本取組の受入中に「感染・感染の疑い」を確認した場合の取組

### **1. 「本取組の受入による感染拡大予防のための緊急連絡体制」の構築**

受入地域団体は、「受入地域での感染拡大が危惧される状況」や「本取組の受入中に参加者・同行者等による感染・感染の疑い」等を確認した場合に、速やかに感染拡大予防策を講じるために、「受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関と受入予定の学校・団体（旅行会社）との緊急連絡体制」を構築する。

#### **(1) 「受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関等」との緊急連絡体制の構築**

受入地域団体は、「受入地域を所管する保健所と市区町村及び医療機関等」との緊急連絡体制を構築する。

#### **(2) 「受入予定の学校・団体（旅行会社）との緊急連絡体制の構築**

受入地域団体は、本取組の受入中に「参加者・同行者等による感染・感染の疑い」等を確認した場合に、その報告とその後の対応を相談・協議するために「受入予定の学校・団体（旅行会社）との緊急連絡体制を構築する。

### **2. 「本取組の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」の基本的な対応**

受入地域団体は、本取組の受入中に「団体職員、受入先及び参加者・同行者」の中で「感染・感染の疑いを確認した場合」は、II-5で取り決めた「本取組の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」の基本的な対応策に則って、適切に対応する。

#### **参考：「関係機関との緊急連絡体制」による感染拡大予防のための取組概要（例）**

- 受入地域団体は、本取組の受入前に各関係機関に「本取組の受入の計画概要」を届出する。
  - ※届け出する項目例：受入地域での旅程、参加人数、滞在箇所、利用施設等
  - ※届出後に「感染拡大予防のために必要な指導・助言」を受けた場合は必要な対策を講じる。
- 受入先では、本取組の受入中に「感染・感染の疑い」が確認された場合、受入地域団体に報告する。
  - ※受入地域団体は速やかに指定された関係機関に相談する。
- 各関係機関は、本取組の受入中に「感染・感染の疑い」が確認された場合、適正に対応する。
- 受入地域を所管する保健所等は、「本取組の受入期間の前後の少なくとも14日間」に、「受入地域での感染（特に受入関係者とその濃厚接触者、利用施設等）」が確認された場合は、受入地域団体に感染情報を提供する。
  - ※受入地域団体は受入予定の学校・団体（旅行会社）に「受入地域での感染情報」を速やかに報告する。

## V. その他に本取組の受入による感染拡大予防のために必要な取組

### **1. 「受入地域での感染確認によって受入休止していた場合」の受入再開を検討する方法**

受入地域団体は、「受入地域での感染確認」によって本取組の受入を休止していた場合、その再開については「受入地域の感染の状況・医療提供体制・監視体制等」を踏まえて総合的に判断する必要があることから、受入地域を所管する保健所等から助言を受けて検討する。

### **2. 「感染確認によって受入依頼・利用を休止していた受入関係者等」の受入再開を検討する方法**

受入地域団体は、「感染確認によって本取組の受入依頼を休止していた本取組の受入の候補先である受入家庭や体験指導者等」への受入依頼及び「感染確認によって受入地域団体の職員」による受入業務の再開については「厚生労働省が設けた退院基準を満たした日」以降に、「当事者の健康状態」や「医師の意見」、「受入地域を所管する保健所等からの意見」等を踏まえて検討する。

また、「感染確認によって利用を休止していた施設・会場・サービス等」での利用再開については「当事者による消毒等の取組状況」や「受入地域を所管する保健所等からの意見」等を踏まえて検討する。

参考：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月12日）厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639691.pdf>

### **3. 「本取組の受入中に災害が発生した場合」の連携体制**

受入地域団体は、「本取組の受入中に災害が発生した場合」に、避難時や避難所等での感染予防を図るために、受入地域を所管する市区町村及び医療機関等との連携体制を設ける。

## 【出典】

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））」  
新型コロナウイルス感染症対策本部  
<https://corona.go.jp/proposal/>
- 感染リスクが高まる「5つの場面」特設サイト 内閣官房  
<http://www.ryokan.or.jp/top/news/download/298?file=1>
- 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（令和2年5月14日）  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟  
[http://www.ryokan.or.jp/top/news/download/298?file=1](https://www.ryokan.or.jp/top/news/download/298?file=1)
- 「新型コロナウイルス感染症について「Q&A、自治体・医療機関・福祉施設向け情報」」厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2\\_4](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2_4)
- 「新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者の皆さまへ）」厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/yobou/index\\_00013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index_00013.html)
- 「「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントをまとめました」厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)
- 「各都道府県が開設している帰国者・接触者相談センターの紹介」厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)
- 「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を公表しました」厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)
- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application」厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月12日）厚生労働省  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000639691.pdf>
- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 改訂」（令和2年6月2日）国立感染症研究所、国立国際医療研究センター 国際感染症センター  
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>
- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第2版改訂版（ver. 2.1）」（令和2年3月10日）一般社団法人日本環境感染学会  
[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19\\_taioguide2.1.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide2.1.pdf)
- 「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために（初版）」（令和2年4月13日）防衛省  
資料作成：陸上自衛隊東部方面衛生隊 監修：陸上幕僚監部  
[https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster\\_relief/2020covid\\_19/2020covid\\_19\\_guidance1.pdf](https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf)
- 「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）令和2年7月27日時点版」厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q2-6](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-6)
- 出典：ポスター「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」  
経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構  
<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-3.pdf>

## 【参考文献】

- 「新型コロナウイルス感染症対策スマートライフのために」 内閣官房  
<https://corona.go.jp/prevention/>
- 「3つの「密」を避けるための手引き」 首相官邸  
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/cluster3.pdf>
- 「日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな対策の強化）」 外務省
- 「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改訂版（ver. 2）」（令和2年5月25日）  
公益社団法人全国公民館連合会  
<https://www.kominkan.or.jp/02info01.html#20200514guide>
- 「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日）  
公益財団法人日本スポーツ協会 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会  
<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf>
- 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」  
(令和2年6月23日) 一般社団法人日本旅行業協会  
<http://jstb.or.jp/files/1923/202006231731599800.pdf>
- 「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（令和2年5月14日）  
一般社団法人日本旅行業協会 一般社団法人全国旅行業協会  
[https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020\\_newviruscrrspndncguideline.pdf](https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_newviruscrrspndncguideline.pdf)
- 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)